

身体的特徴を理由とする 素因減額の可否とその方法

弁護士 谷山 智光

1 身体的特徴を理由とする素因減額の可否

交通事故の損害賠償請求において、被害者に身体的特徴がある場合に、これが損害の発生又は拡大に寄与したとして、賠償額が減額(素因減額)されるべきであるという主張がなされることがある(心因的要因がある場合も同様の主張がなされる場合があるが、本稿では身体的特徴がある場合について論ずる。)

この点、最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁は、「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法七二二条二項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患をしんしゃくすることができるものと解するのが相当である。けだし、このような場合においてもなお、被害者に生じた損害の全部を加害者に賠償させるのは、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念に反するものといわなければならないからである。」とした。なお、「疾患」について、最判平成8年10月29日交民集29巻5号1272頁は、「加害行為前に疾患に伴う症状が発現していたかどうか、疾患が難病であるかどうか、疾患に罹患するにつき被害者の責めに帰すべき事由があるかどうか、加害行為により被害者が被った衝撃の強弱、損害拡大の素因を有しながら社会生活を営んでいる者の多寡等の事情によって左右されるものではないというべきである。」とした。

他方、最判平成8年10月29日民集50巻9号2474頁は、「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできないと解すべきである。けだし、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものということはできないものであり、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより重大な傷害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動を

とることが求められるような場合は格別、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個性差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきだからである。」とした。

これらの最高裁判例から、身体的特徴を理由とする素因減額の要件として、①被害者の身体的特徴が疾患にあたること、②被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生したこと、③当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うことが導かれる。

そして、過失相殺の場合には、被害者側の過失について賠償義務者である加害者の側に立証責任があると解されていることから、素因減額の場合にも上記①～③についても賠償義務者である加害者の側に立証責任があると解されている。

2 身体的特徴を理由とする素因減額の方法

では、身体的特徴を理由とする素因減額が認められる場合、どのように減額すべきであろうか。

この点、過失相殺の場合には、相当因果関係のある損害の全体から過失割合分を控除する。

これに対し、素因減額の場合にも、相当因果関係のある損害の全体から控除する裁判例が多いが、相当因果関係のある損害のうち素因が影響を及ぼす特定の損害項目について控除する裁判例もある。

(1) 大阪地判平成25年7月16日自保ジャーナル1911号

「本件の損害項目を見てみると、その内容は治療費と雑費の他は慰謝料(入通院に関するもの、後遺障害に関するもの)のみであり、休業損害や逸失利益といった消極損害が争われているわけではない。また、金額的にも後遺障害慰謝料がその大半を占めている一方、治療費、雑費、入通院慰謝料の各項目は相対的に小さい比重しか占めておらず、また治療期間についても、原告の主張によっても、入院3日、通院実日数17日と短く、上記のような事故態様や、脳挫傷・硬膜下血腫等の診断を受けた事案の治療として、殊更に遷延化しているとか、治療費や入通院慰謝料が膨張しているというような状況にあるわけでもなく、これらの損害項目について素因のために殊更に拡大が生じているとか、あるいは事故態様との間で著しい不均衡が生じているということとはできないところであり、素因の関与はもっぱら後遺障害慰謝料について生じているものと考えられる。そして、実

際問題として、治療費や入通院慰謝料について、事故による急性症状の部分、後遺障害につながる起立障害の部分、難聴の部分に明確に切り分けることも困難であることを考慮すべきである。このように考え、本件では素因減額をしなければ公平に反すると考えられるのはもっぱら後遺障害慰謝料であるにとらえることとし、これについて、後遺障害の程度、内容、各素因の関与程度をそれぞれ認定して、慰謝料を算出するのが相当である。」として、治療費、雑費(通院費、入院雑費、文書料)、入通院慰謝料については素因減額をしていない。

- (2) 大阪地判平成25年8月29日自保ジャーナル1914号
「腰椎椎間板ヘルニアに係わる損害については、素因減額として、20%の減額を行うのを相当である。」とした上で、「主に腰椎椎間板ヘルニアに関する治療に係るものであったことが認められる」として治療費の一部及び入院雑費の一部について素因減額を行い、通院交通費、休業損害、傷害慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料については素因減額をしていない。
- (3) 大阪地判平成23年3月28日自保ジャーナル1860号
「本件において、原告には、高度の脊柱管狭窄に基づく頸髄症と腰椎椎間板ヘルニアという既往症があったと認められ、これらはその程度に照らし、加害行為と共に原因となって頸部由来及び腰部起因の神経症状という損害が生じ、現在の労働能力喪失率20%と評価されるべき後遺障害が残ったもので、これをすべて本件事故と相当因果関係があるものとして加害者に損害の全部を賠償させることは公平を失するものと認める。よって、本件における原告の後遺障害による労働能力喪失率の30%を素因減額すべきであると判断する。」とし、併合11級の労働能力喪失率20%を30%減額し、治療費、入院雑費、交通費、休業損害、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料(併合11級で400万円)については素因減額をしていない。

(4) 私見

過失相殺の場合は、損害の発生原因である事故に関して過失があるため、事故と相当因果関係のある損害の全体から控除するのは損害の公平な分担に合致する。しかしながら、素因減額の場合

は、素因が必ずしも全ての損害に影響を及ぼしているとは限らない。その場合に、素因とは無関係の損害項目についてまで減額するのは損害の公平な分担とはいえない。

したがって、当該損害項目について、素因が影響を及ぼしているのか、及ぼしているとしてどの程度影響を及ぼしているのかを個別に検討し、個別に減額する方法が妥当であると考え。

この点、「減額方法(どこからどのように減額するか)」については、ほとんどが、定量的方法(損害の全体から控除するもの)であったが、中には、定性的方法(特定の損害項目に着目し、素因が影響を及ぼす損害項目に関し、定性的に控除するもの)も見られる。…考慮要素の内容によってこのようにきめ細かく見ていく方法はもっと活用されてもよいのではないと思われるが、他方で煩瑣となることは免れない。」(天野智子「素因減額の考慮要素」判タ1181号91頁)との指摘もある。